

# 栃木県警察情報管理に関する技術的指導員運用要綱の制定について（例規通達）

（平成17年3月30日）

（栃情管第1号）

栃木県警察情報システムの効果的な運用、情報セキュリティの確保及び情報処理活用能力の向上を図るため、別添のとおり「栃木県警察情報管理に関する技術的指導員運用要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので有効な活用を図られたい。

## 別添

### 第1 趣旨

この要綱は、所属において情報管理に関する技術的指導員（以下「IT指導員」という。）の指定、運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 目的

IT指導員は、所属職員に対し情報管理に関する技術的指導を行うことにより、警察情報システム等の効果的な運用、情報セキュリティの確保及び情報処理活用能力の向上を図ることを目的とする。

### 第3 IT指導員の指定等

#### 1 指定及び配置の基準

所属長は、次に掲げる指定の基準及び配置の基準により、所属職員の中からIT指導員を指定するものとする。ただし、交番、駐在所勤務員は指定しないものとする。

##### (1) 指定の基準

- ア 情報処理能力検定の中級以上を有する者。
- イ 栃木県警察本部が実施する情報管理専科を修了した者。
- ウ その他所属長がIT指導員としてふさわしいと認める者。

##### (2) 配置の基準

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| ア 所属職員数が50人未満の場合        | 1人 |
| イ 所属職員数が50人以上100人未満の場合  | 2人 |
| ウ 所属職員数が100人以上200人未満の場合 | 3人 |
| エ 所属職員数が200人以上の場合       | 4人 |

#### 2 指定の解除

所属長は、IT指導員として任務遂行に適さない事由が生じたときは、指定を解除するものとする。

#### 3 指定及び解除の報告

所属長は、IT指導員を指定又は解除したときはIT指導員指定・解除報告書により、その都度、警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）を経由して警務部長に報告するものとする。

#### 4 継続指定時の報告

1年以上にわたり継続して同じ職員をIT指導員として指定している場合は、年度当

初の4月中にIT指導員指定・解除報告書により、指定中のIT指導員を報告するものとする。

#### 第4 IT指導員の任務

IT指導員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 警察情報システム及び警察業務に使用する情報取扱機器の操作方法の指導に関すること。
- (2) コンピュータウイルスの駆除及び感染防止に関すること。
- (3) アプリケーションソフトの操作方法の指導に関すること。
- (4) 情報セキュリティの教養に関すること。
- (5) 警察情報システムの一時的な障害対応に関すること。
- (6) その他情報管理に関すること。

#### 第5 IT指導員に対する教養

情報管理課長は、IT指導員の知識及び技術の向上に資するため、必要な教養を実施するものとする。

#### 第6 その他

この要綱に定める事務は、警務部情報管理課において行なうものとする。